

【許可不要工事一覧表】

区分	許可を要しない工事等
公共施設用地	道路、公園、河川、砂防設備、地すべり防止施設、飛行場、航空保安施設、鉄道、軌道、索道又は無軌条電車の用に供する施設、雨水貯留浸透施設、農業用ため池、防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律第2条第2項に規定する防衛施設、国又は地方公共団体が管理する学校・運動場・緑地・広場・墓地・廃棄物処理施設・水道・下水道・営農飲雑用水施設・水産飲雑用水施設・農業集落排水施設・林地荒廃防止施設・急傾斜地崩壊防止施設
災害の発生のおそれがないと認められる工事等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 鉱山保安法の規定による届出に係る工事等 ・ 鉱業法の規定による認可に係る施業案の実施に係る工事等 ・ 採石法の規定による認可を受けた者が行う当該認可に係る工事等 ・ 砂利採取法の規定による認可を受けた者が行う当該認可に係る工事等 ・ 土地改良法に規定する土地改良事業等 ・ 火薬類取締法の規定による火薬類の製造施設の設置の許可に係る工事等 ・ 家畜伝染病予防法の規定による家畜の死体の埋却に係る工事等 ・ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律の規定による許可に係る工事等 ・ 土壌汚染対策法の規定による許可に係る工事等 ・ 平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射能物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法の規定による廃棄物の保管若しくは処分等に係わる工事等 ・ 森林の施業を実施するために必要な作業路網の整備に関する工事 ・ 国若しくは地方公共団体又は次に掲げる法人が非常災害のために必要な応急処置として行う工事 <ul style="list-style-type: none"> イ 地方住宅供給公社 ロ 土地開発公社 ハ 日本下水道事業団 ニ 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構 ホ 独立行政法人水資源機構 ヘ 独立行政法人都市再生機構 ・ 宅地造成又は特定盛土等に関する工事のうち、高さが2m以下であって、盛土又は切土をする前後の地盤面の標高の差が1mを超えない盛土又は切土をするもの ・ 次に掲げる土石の堆積に関する工事 <ul style="list-style-type: none"> イ 土石の堆積を行う土地の面積が300㎡を超えないもの ロ 土石の堆積を行う土地の地盤面の標高と堆積した土石の表面の標高との差が1mを超えないもの ハ 工事の施行に付随して行われる土石の堆積であって、当該工事に使用する土石又は当該工事で発生した土石を当該工事の現場又はその付近に堆積するもの
その他	土地利用のために土地の形質を維持する行為 <ul style="list-style-type: none"> ・ 農地及び採草放牧地において行われる通常の営農行為に該当するもの ・ グラウンド等の土の敷均し等